

# 社

会参加を妨げる壁は、障害のある人にとっていまだに存在しています。それは、建物や設備など、ハード面から、誤解や偏見などのソフト面までさまざまです。その壁をなくし、障害のある人もない人も、認め合い、支え合って自分の持てる力を発揮し、活躍できる社会を創るために、「**所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例**」を制定しました。

☎障害福祉課

☎2998-9116 FAX2998-1147

## 障害を身近に

市内の障害者手帳交付者数は約13,500人（平成30年3月末）で、市民の約25人に1人が手帳を持っています。その中には、見た目では障害があることが分からない人も多くいます。また、手帳を持っていなくても、日常生活や社会生活を送る上で支障がある人も多くいるのが現状です。

自分や家族が、病気や事故で障害のある状態になることがあります。障害は、決して遠い世界の話ではなく、身近なこととして考える必要があります。

一人一人の優しい気遣いや、寄り添う気持ちが大切です。



### 特集

## 認め合い、支え合う

障害のある人もない人も

## 合理的配慮って何だろう。 例えば、聴覚障害がある人には…

せっかく窓口まで来たのに、これじゃ分かりにくいなあ…

☹️ 表情が見えない！

☹️ 資料だけ渡されても分からない！



合理的配慮①

### 筆談

マスクを取るなど、表情を見やすくする。筆談ボードなどを使う。



合理的配慮②

### 手話

手話で話す。表情を見せ、手話と表情を一致させる。

合理的配慮とは、障害がある人が配慮を必要としている時に、無理のない範囲で配慮することです。

障害には、聴覚障害以外にも、視覚障害や内部障害、精神障害、知的障害など、さまざまな種別があり、その重さも人によって異なります。

当然、必要とする合理的配慮は人それぞれ。

まずは「お困りですか？」「お手伝いしましょうか？」と声を掛けることが、とても大切です。



POINT  
本条例では「手話が言語である」ことを明記しています